

緑区中山町第一次地区住居表示実施に伴う 不動産をお持ちの方の手續に係る説明会について

お住まいの地域は、平成30年10月22日(月)に住居表示の実施を予定しています。現在お使いの住所が変更となりますので、不動産(土地・建物)をお持ちの方は、登記簿に記載されている、所有者の住所の変更手續が必要になります。

つきましては、「**不動産をお持ちの方の手續**」に関する、登記申請書の書き方や郵送による手續方法についての説明会を開催します。

なお、説明会では、実際に皆さまに申請書を記入していただきますので、各回とも「**予約定員制**」とさせていただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、**あらかじめ、希望される日時を連絡していただき、お越しくださいますようお願いいたします。**

【開催日時・会場】		※各回とも予約定員制 (30名)
11月10日(土)	13時～	中山地区センター (ハーモニーみどり内) 4階 会議室 ※案内図は裏面を参照
	14時～	
	15時～	
11月15日(木)	16時～	
	17時～	
	18時～	

※お車での御来場は、お控えください。

◇説明会の内容

不動産の所有者の住所変更手續に必要な「不動産登記申請書」の記入方法について御説明します。

※この手續は、不動産の相続・売買・贈与・抵当権の設定等の事由が発生した時にあわせて行っても構いません。必要な方のみ参加してください。

※説明会では、相続や売買契約などに関する相談をお受けすることはできません。

※手續は法務局で行っていただきます。(説明会は手續が完了するものではありません。)

◇予約方法について

あらかじめ、希望される日時を電話・FAX 又は Eメールで連絡してください。

※予約は先着順で受付します。定員に達した時点もしくは、説明会の前日で締切とさせていただきますので、御了承ください。

【予約受付開始日時】10月29日(月) 9:00 予約開始

【予約連絡先】横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

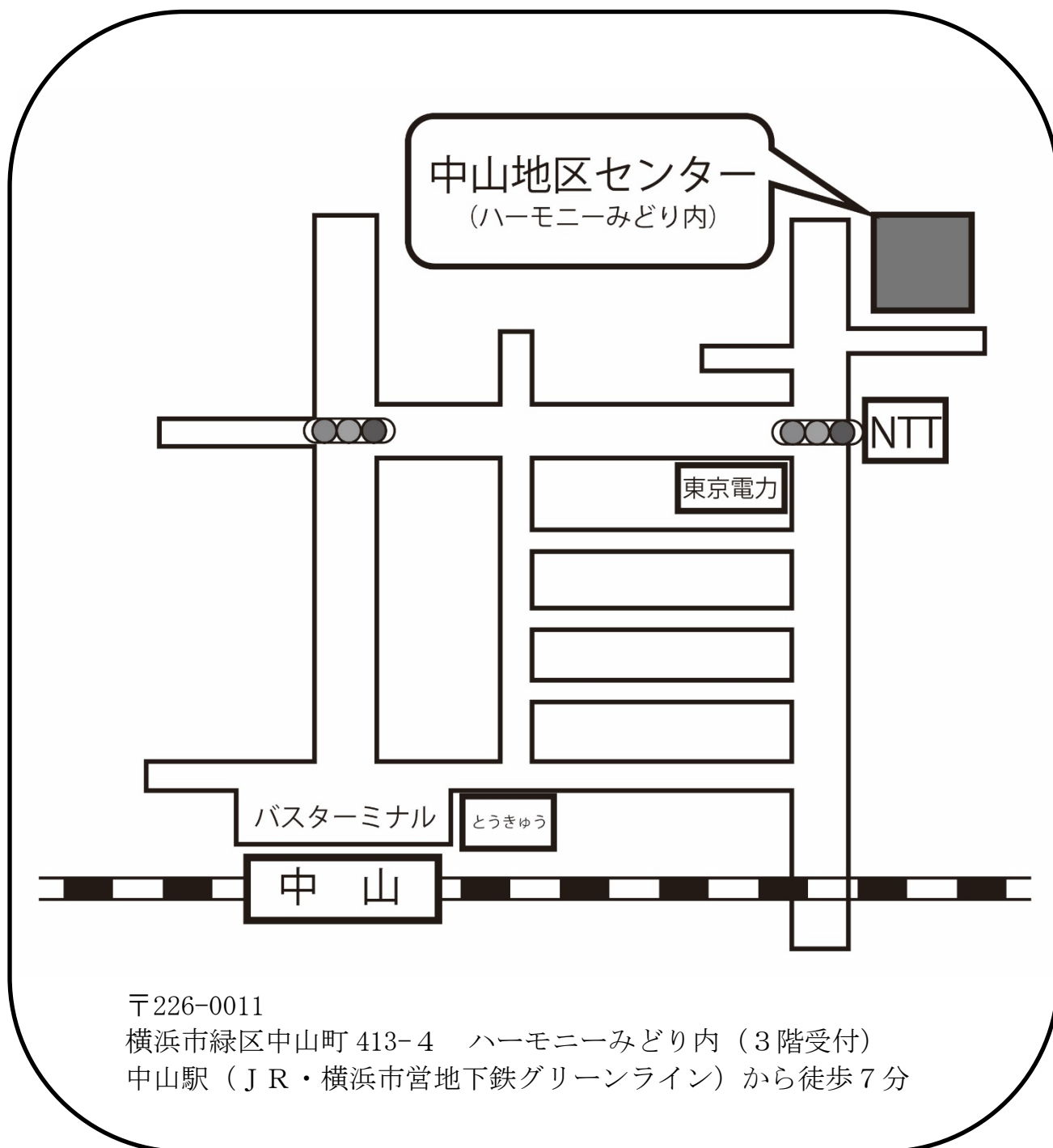
TEL:045 (671) 2320・2321 FAX:045 (664) 5295

Eメールアドレス: sh-juukyo@city.yokohama.jp

◇説明会にお持ちいただきたいもの

- ・住居表示のしおり
- ・黒ボールペン
- ・不動産登記申請書
- ・印鑑(認印)
- ・通知書(又は住居表示変更証明書) ※通知書は、9月中旬頃別途郵送されます。
- ・所有する不動産に係る権利書(又は登記簿謄本)

【会場案内図】



【お問合せ】

○ 横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当
TEL 045-671-2320
FAX 045-664-5295
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

○ 緑区役所 区政推進課
TEL 045-930-2217
FAX 045-930-2209
メールアドレス md-kikaku@city.yokohama.jp